女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

テックワン株式会社

策定日：令和8年10月20日

女性がその個々の能力を十分に発揮し、継続して活躍できる職場環境を整備するため、
当社は女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

１．　計画期間　　令和8年11月1日～令和10年１０月31日まで

２．　内容

＜目標1＞

定期的に業務内容を確認し、男女ともに幅広い業務に従事できる職場環境を整備する。

◇対策◇

令和8年11月～

・性別による偏りのある業務を認識し、改善策を講じる。体力的負荷がある作業がある場合には対応させることができる環境を整備する。
・資格取得や技術職としての知識,経験値を向上させるため、研修の参加を積極的に促す。

＜目標2＞

年次有給休暇の平均取得日数１２日以上を目指す

◇対策◇

令和8年１１月～

・有給休暇の取得状況を従業員ごとに定期的に確認し、年2～3回程度、取得状況を社内へ発信する。法定の年5日取得を全員が余裕をもって達成できるよう事前に促すとともに、会社として設定した目標日数の達成に向けて継続的に働きかける。
・1年毎に平均取得日数を集計し、目標に対しての達成度を確認する。

以上